

中原区役所職員不祥事防止委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱第8条の規定に基づき、中原区役所における職員の不祥事の未然防止対策に係る事項について検討するため、中原区役所職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- （2）不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- （3）不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- （4）前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は区長を、副委員長には副区長をもって充てる。
- 3 委員は、区役所の部長職並びに総務課長をもって充てる。

（委員会）

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は平成26年7月10日から施行する。